

出展規程

1. 小間の配置

- (ア)小間の割り当ては、出展物の内容、申込小間数、会場全般の構成等を配慮して主催者が行い、出展社説明会時に通知します。
- (イ)出展社は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・もしくは出展社相互において交換することはできません。
- (ウ)角小間を条件としたお申し込みはできません。

2. 契約の締結、出展料等の支払い

- (ア)主催者は出展申込書の内容を確認後、2020年4月頃に出展料請求書を発送いたします。出展料請求書の発行が完了した時点をもって、出展に関する契約が締結されたこととなります。
- (イ)請求書に基づいて開催までに出展料をお支払いください。

3. 出展申込の内容変更、取り消し、解除について

- (ア)既に申し込まれた出展申込内容に対する内容変更または取り消しは、全て文書にてご連絡ください。
- (イ)契約締結後に出展を取り消す場合は、その時期に応じて下記のキャンセル料をお支払いいただきます。
 - ①2020年5月31日17時まで 出展料の50%
 - ②2020年5月31日17時以降 出展料の100%
- (ウ)搬入最終日(2020年6月16日)の16時までに主催者への連絡なく小間の使用を開始しない場合は、出展を取りやめたものとみなし、出展取り消し料に基づき出展料の請求および処理を行います。
- (エ)出展申込者が下記のいずれかに該当する場合、主催者は何ら催告なしに申込を解除できるものとします。
 - ①出展申込書に重大な虚偽の記載が認められたとき
 - ②出展規程に基づく条項に違反したとき
 - ③出展申込者が反社会的勢力との関わりを認められたとき、および主催者の利益および信用を著しく害したとき
 - ④特許・著作権等知的所有権保護のため、出展物が係争中の製品(パンフレット等も含む)と判明した場合
 - ⑤展示場内において、主催者及び他社製品を誹謗中傷するような表示・言動のあった場合、及びこれに類すると判断される場合※上記の場合、(イ)により出展の取り消し料を請求します。また、③の場合、損害賠償請求を行う場合があります
- (オ)出展申込解除により発生する出展社の損害、負担等について主催者は賠償の責任を負いません

4. 諸経費の精算

- 出展社は、付帯費用(電気・通信回線等)や床面修復費、油污れ処理費等があるときは、会期終了後請求申し上げますので、すみやかに精算ください。

5. 出展物の管理保全

- (ア)事務局では、警備員を配置し、会場全体の管理保全に努めます。
- (イ)出展物の保護については、出展社が責任を負うこととし、盗難、損傷、紛失、火災、天災等会場内で発生した事故に対してその損害を賠償しません。
- (ウ)出展社は、出展物の輸送、備え付け、組立および展示を通じ、出展物の保護のために必要な保険を付し、またはその他の措置を講じてください。

6. 開催の変更および中止

- 主催者は、天災その他不可抗力の原因により会期を変更、または開催を中止することがあります。主催者はこれによって生じた損害を補償致しません。ただし、開催を事前に中止したときは、出展料の一部または、全部を返金致します。

7. 出展規程および出展社マニュアルの遵守

- (ア)事務局は、やむを得ない事情のあるときは会期その他について、規定の一部を変更することがあります。また、この変更によって生じた損害は補償致しません。
- (イ)2020年4月中旬～下旬頃に配布する「出展の手引書」および出展社説明会にて、出展に関する細則をお知らせ致しますので遵守してください。

8. 係争

- 本展示会に関する係争は福岡地方裁判所小倉支部が専属管轄を持つものとします。

9. その他

- この規程に定めのない事項、またはこの規程に疑義が生じた場合は、両当事者で協議して決定します。